



埼玉県のマスコット  
「コバトン」



# 修学支援制度のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、中学卒業後のお子さまの進路について、現在御検討中のことと拝察いたします。お子さまの進路選択の参考として、平成26年9月現在の修学支援制度について御案内させていただきますので、お役立てください。

**※このお知らせは平成26年9月現在の内容です。平成27年度は変更される場合があります。**

## 1 埼玉県高等学校等奨学金について

国公立高校（県立含む）

私立高校

埼玉県では、高等学校等に通う生徒に対し、奨学金を貸与しています。

### (1) 対象となる方（次の全ての要件に該当する方が対象です。）

- ア 高等学校等に在学する（※1）こと
- イ 保護者が埼玉県内に居住していること
- ウ 品行方正で学習意欲があり（※2）、経済的理由により修学が困難（※3）であること
  - （※1）進学予定の中学校3年生を含みます。
  - （※2）在学校の校長から推薦を受ける必要があります。
  - （※3）所得基準があります。

### (2) 貸与額

区分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	①15,000円/月	① 50,000円 ②100,000円
	②20,000円/月	
	③25,000円/月	
私立高等学校等	①20,000円/月	①100,000円 ②250,000円
	②30,000円/月	
	③40,000円/月	

進学先の高等学校等の国公立、私立の別に応じて上記の①～③（入学一時金は①～②）から選択

### (3) 返還

原則、高等学校等卒業後4年6か月経過後から、12年以内で返還しなければなりません。

### (4) 申請方法

在学校で申請書を受け取り、必要書類を添付して在学校へ提出してください。

※中学校3年生在学時に申請する方法と、高等学校等入学後に申請する方法があります。

	申請時期	貸与時期
中学校3年生時	平成26年12月下旬 (在学校が指定する日) まで	平成27年3月上旬以降 (月額奨学金は前・後期6か月ごとの貸与)
高等学校等 入学後	平成27年4月下旬 (在学校が指定する日) まで	平成27年6月下旬以降 (月額奨学金は12か月分一括貸与)

## 2 県立高等学校の授業料等教育費の軽減について

県立高等学校では、原則として次のとおり授業料等を納入する必要があります。ただし、次に掲げる②から④の制度により、支援を受けられる場合があります。

### ① 県立高等学校の授業料及び入学金

区分	授業料	入学金
全日制	118,800円(年額)	5,650円
定時制(単位制課程を除く)	32,400円(年額)	2,100円
定時制(単位制課程)	1,750円(1単位につき)	
通信制	330円(1単位につき)	500円

※上記のほか、修学旅行積立金、諸会費などが必要です。詳細は進学希望先の県立高校へお問い合わせください。

### ② 高等学校等就学支援金 **要申請**

県立高等学校に通う一定の収入額未満(市町村民税所得割額が30万4,200円未満)の生徒に対して、授業料に充てるため、国から高等学校等就学支援金を支給します。返還は不要です。

#### (1) 対象となる方(次の全ての要件に該当する方が対象です。)

ア 日本国内に住所を有すること

イ 県立高等学校に在学していること(専攻科は除く)

ウ 保護者等(※)の市町村民税所得割額が30万4,200円未満であること

※原則、親権者(両親がいる場合は2名の合算額で判断)、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人、保護者がいない場合は主たる生計維持者又は生徒本人の市町村民税所得割額で判断します。

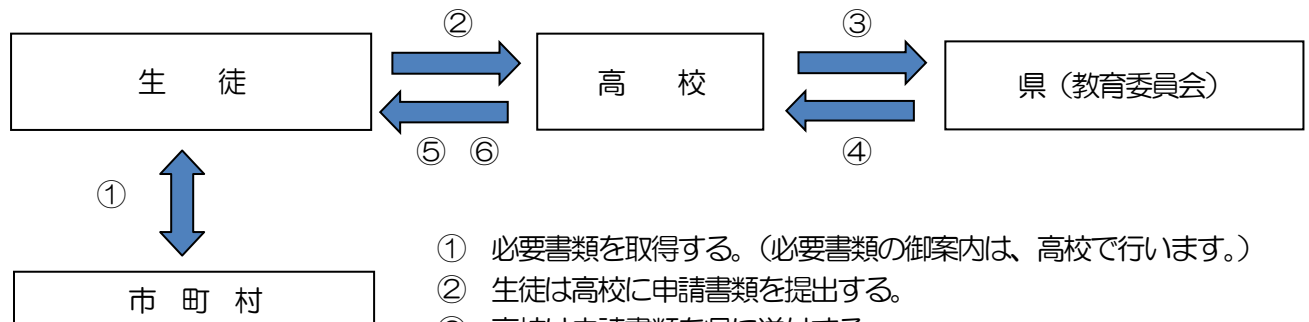
#### (2) 支給方法

就学支援金は、埼玉県が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。

**生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。**

(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、就学支援金相当額を受け取る場合もあります。)

### ■申請から支給までの流れ



① 必要書類を取得する。(必要書類の御案内は、高校で行います。)

② 生徒は高校に申請書類を提出する。

③ 高校は申請書類を県に送付する。

④ 県は申請書類の審査(認定又は不認定)を行う。

⑤ 高校は認定者に対して、授業料と就学支援金を相殺する。授業料を徴収をしない。

⑥ 高校は不認定者及び申請を行っていない者に対して、授業料を徴収する。

### ③ 授業料及び入学料の減免 **要申請**

次のような場合には、授業料及び入学料の納入が免除されることがあります。

- ア 保護者が天災その他不慮の災害を受けた場合
- イ 保護者が死亡又は長期の傷病にかかった場合
- ウ 保護者の失職、転職等により家計が急変した場合
- エ 保護者の当該年度の市町村民税所得割が非課税の場合
- オ その他納入が困難な者として別に定める場合  
(児童扶養手当を全額受給している場合や生徒が児童養護施設に入所している場合など)

※生活保護法による高等学校等就学費の給付を受けることができる方は免除されません。また、②高等学校等就学支援金の受給資格を満たすと認められる方の授業料は免除されません。

### ④ 奨学のための給付金 **要申請**

市町村民税所得割が非課税相当の世帯に対して、その世帯の状況に応じて、授業料以外の教育費に必要な経費への支援として給付金を支給します。返還は不要です。保護者が埼玉県にお住まいの方が対象となります。

(1) 対象となる方(次の全ての要件に該当する方が対象です。)

- ア 保護者が埼玉県内に住所を有している世帯であること
- イ 県立高等学校に在学していること(専攻科は除く)
- ウ 生活保護を受給している世帯又は市町村民税所得割が非課税の世帯であること

(2) 支給額

平成26年度1年生の場合です。

区 分	支 給 額 (年 額)	
生活保護受給世帯	32,300円	
市町村民税所得割額 非課税世帯	第1子世帯	37,400円(通信制 27,800円)
	第2子世帯 ※	129,700円(通信制 36,500円)

※ 23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合

**申請をしなければ支援は受けられません**

上記 ② 高等学校等就学支援金、③ 授業料及び入学料の減免、

④ 奨学のための給付金(要申請マークがついているもの)は、それぞれ、申請書類の提出が必要です。申請時期などの詳細につきましては、入学後に学校から御案内いたします。

# 3 私立高等学校の授業料等教育費の軽減について

## ① 父母負担軽減事業補助 **要申請**

県内の私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金に上乗せして、授業料等の軽減補助を実施しています。  
埼玉県内にお住まいで、県内の私立高等学校等に通う、一定の所得要件等を満たす方が対象となります。

## ② 奨学のための給付金 **要申請**

授業料等以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を給付します。  
保護者が埼玉県にお住まいの方が対象となります。

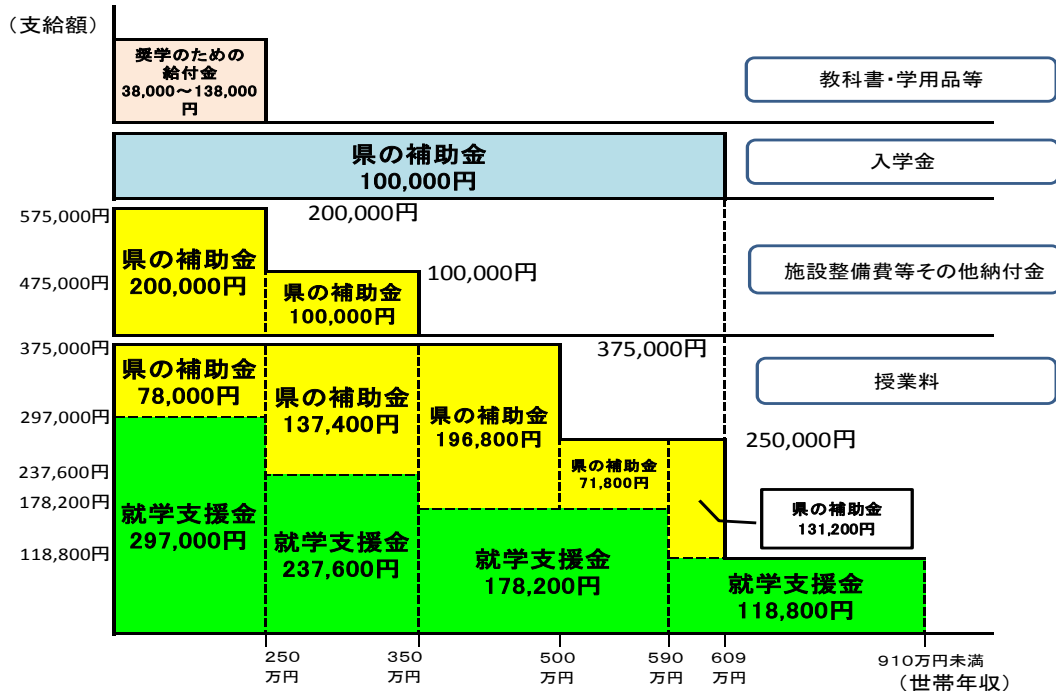
### 《父母負担軽減補助、奨学のための給付金の所得要件と補助対象》

支給額は、在学する学校、世帯によって異なります。

【全日制高等学校の場合】（平成26年度1年生の場合です。平成27年度は変更される場合があります。）

補助額・支給内容		世帯の年収※1					
		～約250万円未満	～約350万円未満	～約500万円未満	～約609万円未満	～約910万円未満	
授業料		375,000円			250,000円	118,800円	
施設費等		200,000円	100,000円				
入学金		100,000円					
奨学のための給付金	第1子	38,000円					
	第2子※2	138,000円					

※1 モデル世帯（夫婦共働き、子供2人（うち高校生1人）を想定 ※2 23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合



※生活保護・家計急変世帯は授業料・施設整備費等その他納付金全額補助  
※世帯年収はモデル世帯（夫婦共働き、子供2人（うち高校生1人）の場合を想定

### ※ 国の就学支援金（高等学校等就学支援金）

私立学校父母負担軽減補助の一部は国の就学支援金により支給されます。詳細はホームページを御覧ください。  
文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

**①父母負担軽減事業補助、②奨学のための給付金及び国の就学支援金（要申請マークがついているもの）は、それぞれ、申請書類の提出が必要です。申請時期などの詳細につきましては、入学後に学校から御案内いたします。**

このページに関するお問い合わせ 埼玉県総務部 学事課 高等学校担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-830-2558  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/fubofutan2.html>